八街市リユース推進店認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中古品（事業活動に伴って生じたものを除く。以下同じ。）の買取、販売等を行うことにより、不用品の再利用に積極的に取り組んでいる店舗を「八街市リユース推進店」（以下「推進店」という。）に認定し、その利用を広く周知することにより、リユースに対する市民の意識高揚を図り、もって持続可能な循環型社会の構築に資することを目的とする。

（認定の要件）

第２条　推進店の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす市内にある店舗に対して行うものとする。

(1)　古物（古物営業法（昭和２４年法律第１０８号）第２条第１項に規定する古物をいう。）のうち、次に掲げるいずれかの品目を買取、販売等をしている店舗

　　ア　衣類

　　イ　自転車類（その部分品を含む。）

　　ウ　写真機類

　　エ　事務機器類

　　オ　機械工具類（猟銃、小型船舶、産業使用者が業務用に使用する物を除く。）

　　カ　皮革、ゴム製品類

　　キ　日用雑貨類

　　ク　家具類

　　ケ　家電類

　　コ　おもちゃ類

　(2)　前号に掲げる店舗のほか、中古品の買取、販売等を行うことにより不用品の再利用に積極的に取り組んでいると市長が認める店舗

　（申請）

第３条　推進店の認定を受けようとする者は、八街市リユース推進店認定申請書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　古物営業許可証の写し

(2)　法人登記簿の写し

(3)　その他市長が必要と認める書類

（認定の交付）

第４条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該申請者に八街市リユース推進店認定証（別記様式第２号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

２　前項の規定による認定の有効期間は、認定した日の翌日から起算して２年とする。

３　前条及び前２項の規定は、推進店の認定の更新手続について準用する。

（認定書の掲示）

第５条　推進店は、前条第１項の規定により交付を受けた認定証を店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

（広報）

第６条　市長は、推進店について広報するものとする。

（変更届）

第７条　推進店は、第３条の規定により申請した内容に変更があった場合は、八街市リユース推進店認定内容変更届出書（別記様式第３号）を速やかに市長に提出しなければならない。

　（認定の取消し）

第８条　市長は、推進店が認定の要件を満たさなくなったと認められるとき又は不用品の再利用を進める上で適切でない行いをしたと認められるときは、認定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により、認定を取り消したときは、八街市リユース推進店認定取消通知書（別記様式第４号）により、当該者に通知するものとする。

３　第１項の規定により認定を取り消された者は、直ちに認定証を市長に返還しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。